

3.(6) 景観形成基準：追加説明

景観形成基準は、5つのエリアに共通する基準とエリアごとの基準で構成する。
 以下は、景観形成基準の内容の一部です。

基準の項目	基準の内容
【共通の基準】	
緑化	1階の壁面後退した部分は、道路に面して緑視効果の高い緑化を行い、うるおいのある通りを形成するよう配慮する。

【エリア別の基準】

北斎通り沿道エリア

高さ・規模	周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 建物の間口が大きい場合は、単調な外観になることを避け、圧迫感を与えないよう配慮する。
-------	---

大横川親水公園沿川エリア

形態・意匠	大横川親水公園に面して、建物の開口部やテラス等を設け、建物の裏側の表情にならないよう配慮する。 建物の用途が店舗・事務所等の場合は、テラス等を設置するなど、大横川親水公園との一体感が生まれるよう配慮する。
-------	---

幹線道路沿道エリア

形態・意匠	建物の1階の用途が店舗・事務所等の場合は、北斎通りや道路から内部の活動やディスプレイがわかるよう配慮する。 駐車場や駐輪場は、出来るだけ見えない位置に配置する。やむを得ず、通りに面する場合などは、植栽や目隠しなどによって目立たせないよう工夫する。
-------	--

一般生活道路沿道エリア

形態・意匠	亀沢地区が「鉄鋼」と「莫大小(メリヤス)」のものづくりや北斎生誕の地であることなどを伝えられるよう以下の点について工夫する。 工場の場合は、シャッターを活用する。店舗・事務所等の場合は、ショーウィンドウ等を設置する。マンションの場合は、エントランスやロビーができるだけ内外の連続性が感じられるようにしつらえ、展示物等が外部から見えるようにする。
-------	---

JR高架エリア

形態・意匠	高架沿道の道路側の壁面が単調にならないよう、歩行者からの見え方に配慮する。壁面等を活用し、ショーウィンドウなど、各所に歩行者を楽しませる仕掛けを工夫する。
-------	---

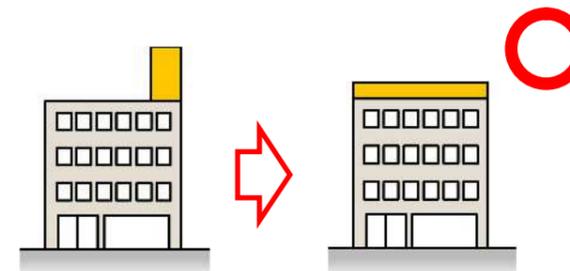
3.(8) 屋外広告物の景観形成基準の新設：追加説明

景観形成基準は、「形状」と「情報」の基準で構成する。

【形状】 「屋上広告物」、「突出広告物」、「壁面広告物」、「地上設置広告物」の4つの広告物について定め、主な景観形成基準は以下の通り

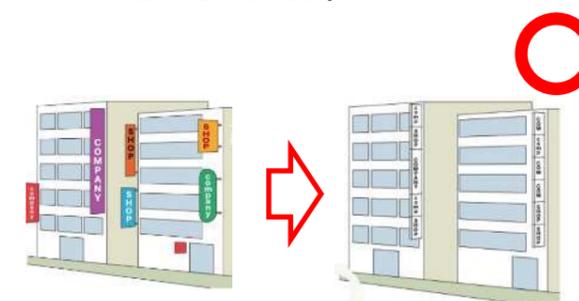
屋上広告物

スカイラインを意識し、建物と一体的なデザインとする。



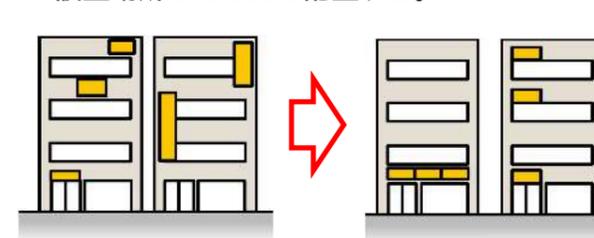
突出広告物

数は抑えて、建物の片方に集約し、出幅や大きさをそろえる。



壁面広告物

壁面の一部としてデザインする。設置場所はそろえて配置する。



地上設置広告物

歩行の妨げにならないよう配置する。



【内容】 「情報」、「素材」、「照明」、「色彩」について、主な景観形成基準は以下の通り

情報

掲載事項は、「自家用広告物」を原則とする。

自家用広告物：

自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は事業の内容を表すため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等

素材

落ち着きがあり、耐久性のある素材とし、切文字や箱文字を使用する。

照明

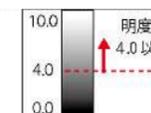
光源が露出したものや点滅するものは、使用しないようにし、周辺環境に調和したものとする。

色彩

下記の推奨色を利用する。推奨色以外を利用する場合は、「地」と「図」を合わせて、1/3以下とする。

表 屋外広告物の推奨色

色相	0.0R	0.0YR	0.0Y	5.1Y	0.0GY	0.0G	0.0BG	0.0B	0.0PB	0.0P	0.0RP
	9.9R	9.9YR	5.0Y	9.9Y	9.9GY	9.9G	9.9BG	9.9B	9.9PB	9.9P	9.9RP
彩度	8.0以下		10.0以下		6.0以下						



(「墨田区景観計画」の基準をもとに区の広告物の実態から導いた基準。マンセル値で表記。表記の色はイメージである。)

3.(7) 色彩基準：追加説明

1. 一定規模以上の建築物（高さ 15m以上又は延べ面積 500㎡以上）

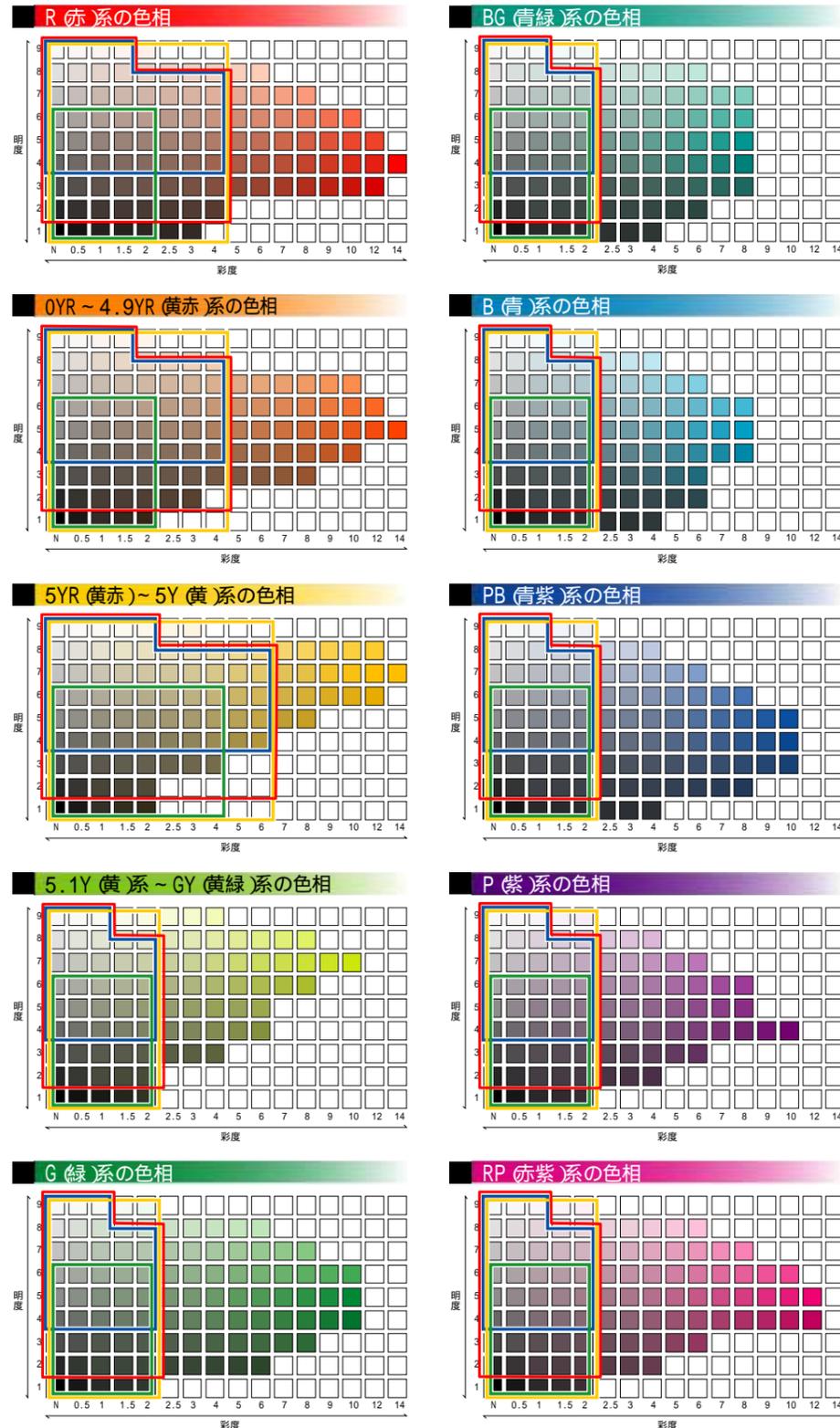
- 基本色の使用可能範囲（外壁の 4/5 以上は、この範囲から選択）
- 強調色の使用可能範囲（外壁の 1/5 以下で使用可能）
- 屋根色の使用可能範囲

2. 小規模建築物（高さ 15m未満又は延べ面積 500㎡未満）

- 基本色の使用可能範囲（外壁の 4/5 以上は、この範囲から選択）
- 強調色の使用可能範囲（外壁の 1/5 以下で使用可能）
- 屋根色の使用可能範囲

1. 一定規模以上の建築物（高さ 15m以上又は延べ面積 500㎡以上）

色彩基準の面積比の考え方	色相	明度	彩度
基本色	0R~9.9R	4以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	0YR~4.9YR	4以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
5.0YR~5.0Y	4以上 8.5 未満の場合	6 以下	
	8.5 以上の場合	2 以下	
その他	4以上 8.5 未満の場合	2 以下	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色	0R~9.9R	—	4 以下
	0YR~4.9YR		4 以下
	5.0YR~5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
アクセント色	—	—	—
屋根色	5.0YR~5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下



2. 小規模建築物（高さ 15m未満又は延べ面積 500㎡未満）

色彩基準の面積比の考え方	色相	明度	彩度
基本色	0R~9.9R	2以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	0YR~4.9YR	2以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
5.0YR~5.0Y	2以上 8.5 未満の場合	6 以下	
	8.5 以上の場合	2 以下	
その他	2以上 8.5 未満の場合	2 以下	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色	0R~9.9R	—	4 以下
	0YR~4.9YR		4 以下
	5.0YR~5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
アクセント色	—	—	—
屋根色	5.0YR~5.0Y	4 以下	4 以下
	その他		2 以下

< 参考資料：色彩に関する説明 >

マンセル表色系

色彩基準については、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用している。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現する。

色相（いろあい）

10種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」などのように表記する。また、「10RP」は「0R」、「10R」は「0YR」と同意である。

明度（明るさ）

0から10までの数値で表わす。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなる。実際には、最も明るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度である。

彩度（鮮やかさ）

0から14程度までの数値で表わす。色味のない純い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になる。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度である。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度である。

色彩基準における面積比の考え方

基本色

外壁各面の 4/5 以上は、基本色の基準に適合した色彩を用いる。

強調色

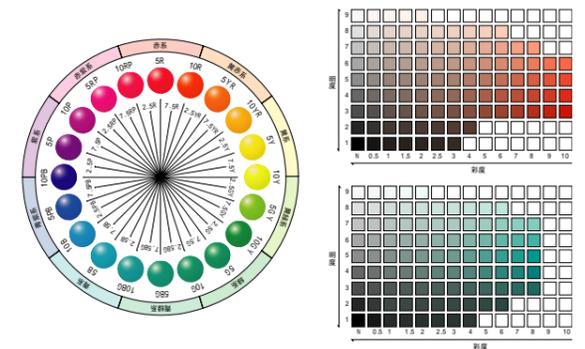
外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の 1/5 以下までは、強調色の基準に適合した色彩を用いることができる。

アクセント色

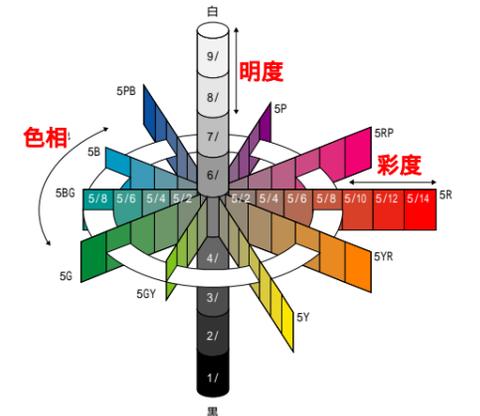
強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の 1/20 以下に限り、アクセント色の基準に適合した色彩を用いることができる。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の 1/5 以下とする。

屋根色

勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いる。（陸屋根の屋根面には適用しない）



色相（マンセル色相環） 明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）



マンセル値

色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせで表記する記号である。

